

都内のインフルエンザ、警報基準を超える

都内のインフルエンザ定点医療機関からの12月16日から12月22日（第51週）の患者報告数が40.02人となり、5年ぶりに都の警報基準を超えました。

インフルエンザの予防、拡大防止のために、引き続き、こまめな手洗い、手指消毒、咳エチケット等の基本的な感染予防策を一人ひとりが心がけてください。体調管理に十分に気をつけ、感染が疑われる場合には早めに医療機関を受診しましょう。

また、高齢の方や基礎疾患のある方は、ワクチン接種についてかかりつけ医等にご相談ください。

インフルエンザ対策のポイント

- こまめな手洗い、消毒 ○ 着用が効果的な場面でのマスク着用
- 休養・栄養・水分補給 ○ 咳エチケット ○ 適度な室内加湿・換気
- ワクチン接種（かかりつけ医と相談）

【インフルエンザの患者発生状況】

- ◆ 都内419か所の小児科及び内科定点医療機関から報告されたインフルエンザの患者数を保健所単位で集計し、1定点当たり30.0人/週を超えると警報開始となります。警報は10.0人/週を下回る（警報終息）まで継続し、警報開始から警報終息までの間の状態を「警報レベル」としています。
- ◆ 2024年第51週（12月16日から12月22日まで）の都内小児科及び内科定点医療機関から報告された定点当たり患者報告数（都内全体）は40.02人（/週）となっています。
- ◆ 保健所別の患者報告数が警報レベルにあるのは、31保健所中20保健所で、管内人口の合計は、東京都全体の75.16%になります。

都の警報基準（以下の①または②のどちらかが基準値を超えた場合）

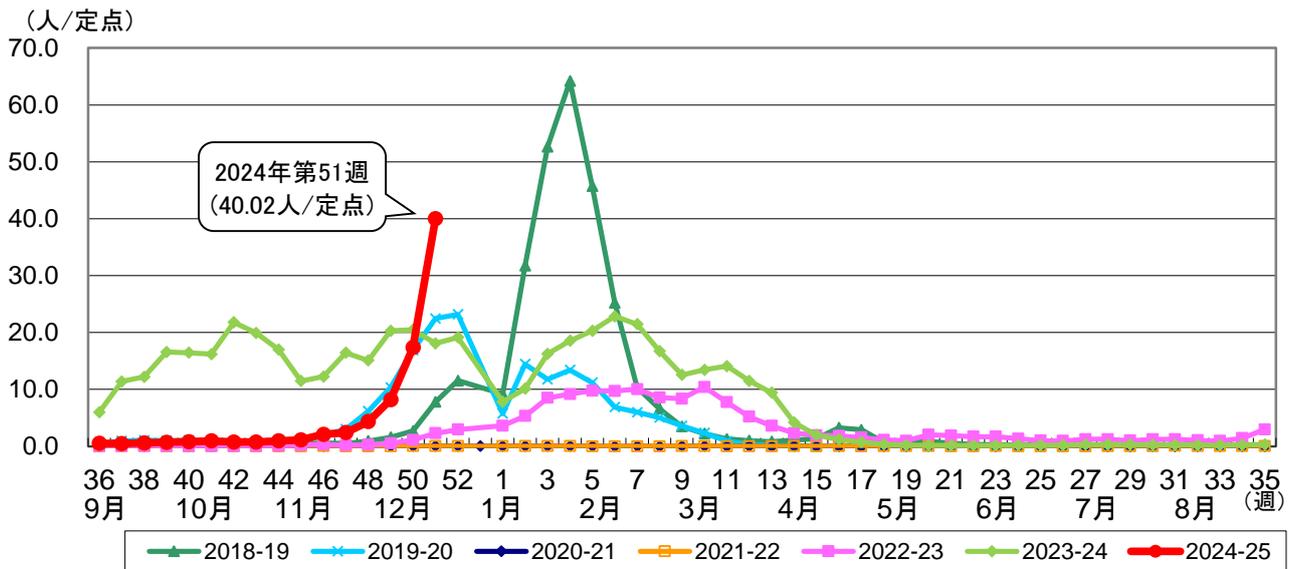
- ① 定点医療機関からの患者報告数が、都全体で警報レベル開始基準値（30.0人/週）を超えた場合
- ② 警報レベルにある保健所の管内人口の合計が、東京都全体の人口の30%を超えた場合

- ◆ シーズン（2024年9月2日以降）において、都内の学校や社会福祉施設等で発生したインフルエンザ様疾患の集団感染事例は、12月22日までに1,060件報告されています。

【問合せ先】

- 感染症に関する東京都の対応等、全般に関すること
東京都保健医療局感染症対策部防疫課 03-5320-4088
- 感染症患者の報告数（感染症発生動向に関すること）
東京都健康安全研究センター企画調整部健康危機管理情報課 03-3363-3213

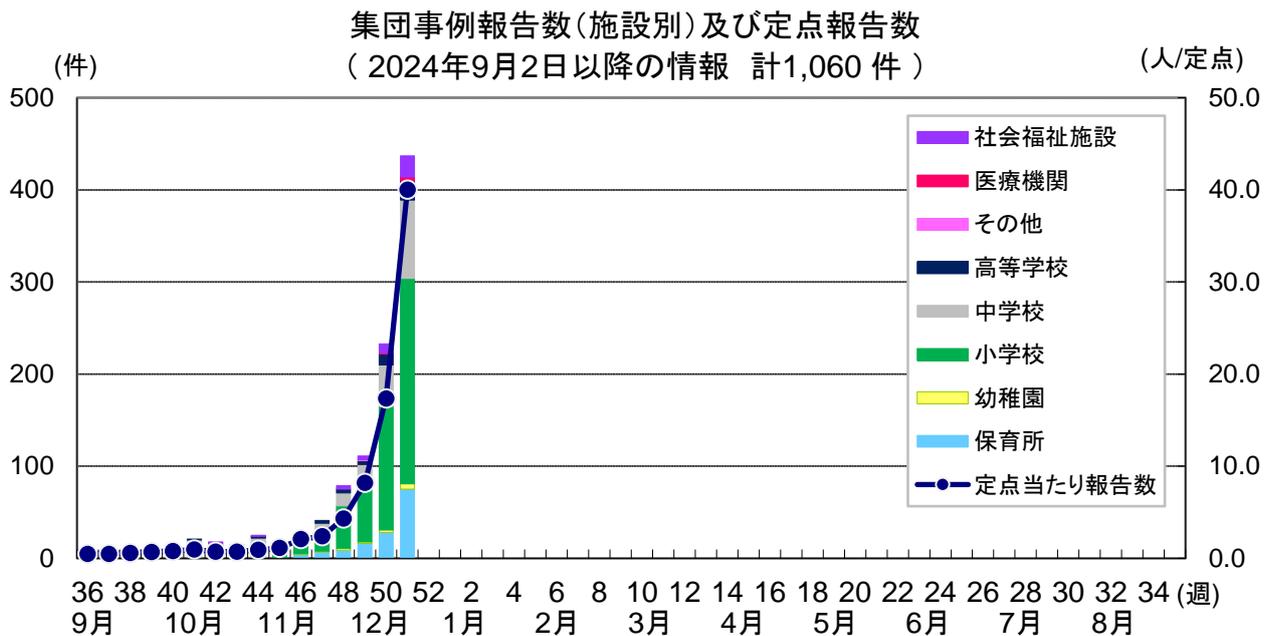
1 都内におけるインフルエンザ患者報告数(インフルエンザ定点報告)過去7シーズン



上記データは、都内のインフルエンザ定点医療機関から報告された患者数を報告機関数で割ったものです。

2 インフルエンザ様疾患の集団感染事例の報告数

(1) 集団事例報告数(施設別)及び定点報告数(2024年第51週:437件)



(2) 都内学校等における臨時休業(学級閉鎖等)報告状況

	保育所	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	その他	計
2024-2025年シーズン累計 2024年9月2日～2024年12月22日	0	15	574	193	54	0	836
2023-2024年シーズン累計 (同時期) 2023年9月4日～2023年12月24日	1	116	3,136	990	245	8	4,496

3 インフルエンザウイルス検出状況（感染症発生動向調査事業）

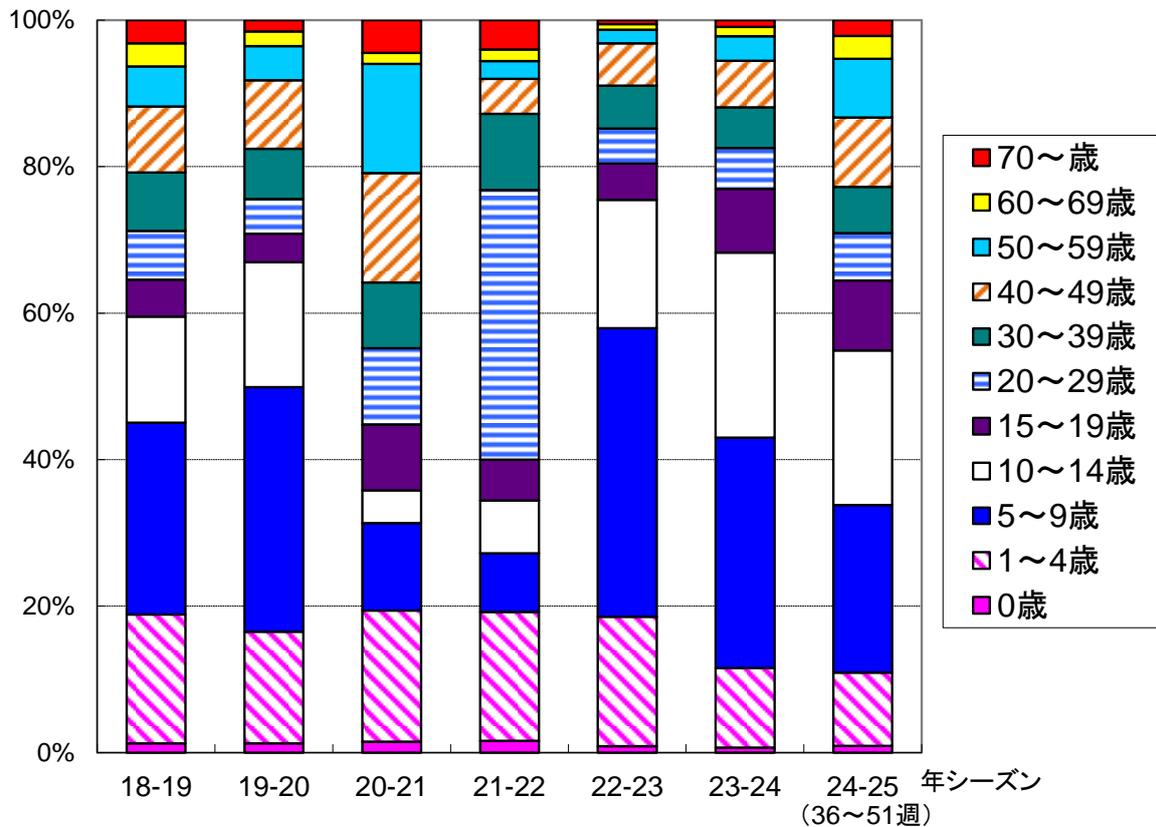
（単位：件）

	A型			B型	
	AH1pdm09*	AH1 (Aソ連型)	AH3 (A香港型)	Victoria 系統	Yamagata 系統
2024-2025年シーズン累計 2024年51週まで	72(88.9%)	0(0.0%)	7(8.6%)	2(2.5%)	0(0.0%)
2023-2024年シーズン累計	132(28.7%)	0(0.0%)	189(41.1%)	139(30.2%)	0(0.0%)

* AH1pdm09：2009年に新型インフルエンザと呼ばれて流行したウイルス。
2011年4月1日から季節性インフルエンザとして位置づけられている。

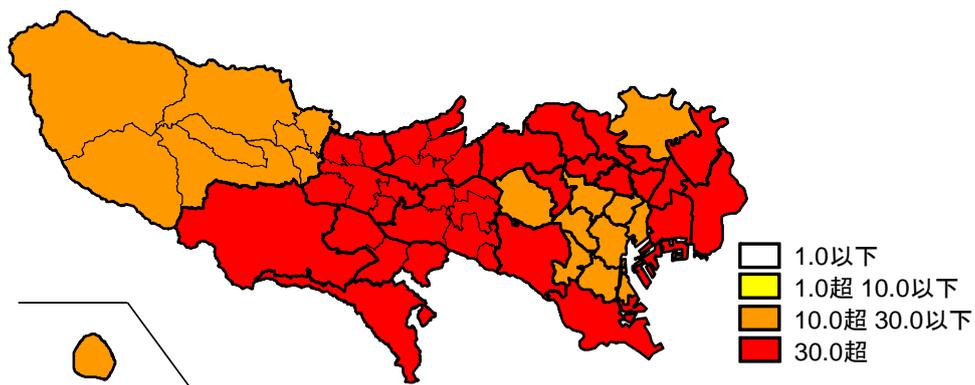
4 インフルエンザ患者の年齢層別内訳

定点患者報告 年齢階層別内訳（直近7シーズン）



インフルエンザ定点医療機関から報告された患者の
年齢階層別内訳（2024-2025シーズンは第51週分まで）

5 インフルエンザ流行分布マップ



定点当たり患者報告数が 30.0 人/週を超えた保健所は、都内 31 か所中 20 か所で、報告数が高い順に、八王子市 (74.11 人)、多摩小平 (63.65 人)、荒川区 (62.71 人)、町田市 (61.46 人)、江戸川 (48.53 人)、中野区 (48.10 人)、多摩府中 (46.73 人)、池袋 (46.13 人)、北区 (40.55 人)、世田谷 (39.12 人)、多摩立川 (39.05 人)、南多摩 (38.93 人)、練馬区 (38.50 人)、墨田区 (36.75 人)、大田区 (36.62 人)、江東区 (35.64 人)、文京 (31.43 人)、台東 (31.29 人)、葛飾区 (30.15 人)、板橋区 (30.06 人) となっています。

＜インフルエンザに関する東京都の主な対策・情報提供＞

○ 東京都健康安全研究センターによるインフルエンザに関する情報発信

「東京都感染症情報センター」のホームページにおいて、インフルエンザの発生状況や発生時の対策についての情報提供を行っています。

- ◆ 「Web版感染症発生動向調査」(毎週更新)
<https://survey.tmiph.metro.tokyo.lg.jp/epidinfo/epimenu.do>
- ◆ 疾患別情報メニュー「インフルエンザ」
<https://idsc.tmiph.metro.tokyo.lg.jp/diseases/flu/>

○ 注意報・警報基準到達時における都民への注意喚起

都内における流行状況が注意報・警報基準に達した場合には報道発表を行っています。

注意報基準：定点医療機関からの報告において、定点当たり患者報告数が 10 人/週を超えた場合

警報基準：定点医療機関からの報告において、定点当たり患者報告数が 30 人/週を超えた場合

いずれの場合も、保健所の管内人口の合計が、東京都の人口全体の 30%を超えた場合には、広域的に流行が発生・継続しているとして注意報・警報を発します。

○ 東京都のホームページにおける情報提供

インフルエンザの予防や啓発ツール、ワクチンに関する情報提供を行っています。



- ◆ 「インフルエンザについて」
<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kansen/info/influ/influ>

＜啓発ポスター＞



＜啓発リーフレット＞



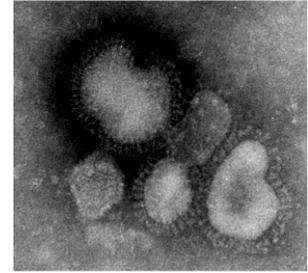
○ 保健所における地域住民・施設等への助言・指導等の実施

地域において施設等の実態を踏まえた助言や指導等を行っています。

インフルエンザについて

1 インフルエンザとは

インフルエンザとは、インフルエンザウイルスを原因とする呼吸器感染症です。概ね1～3日の潜伏期間の後に発熱、頭痛、全身倦怠感、筋肉痛、咳（せき）、鼻水などを呈します。一般的な風邪に比べ、全身症状が強いことを特徴とします。多くの人は1週間程度で回復しますが、高齢者や心疾患など基礎疾患のある方は、肺炎を伴うなど、重症化することがあります。



インフルエンザウイルス
(電子顕微鏡写真)

2 主な感染経路

患者の咳（せき）やくしゃみに含まれるウイルスを吸い込むことによる「飛まつ感染」と、ウイルスが付着した手で口や鼻に触れることによる「接触感染」により感染します。

3 感染防止対策のポイント

- ① こまめに手を洗いましょう。
- ② 規則正しい生活を送って十分な休養をとり、バランスのとれた食事と適切な水分の補給に努めましょう。
- ③ 普段から一人ひとりが咳エチケットを心がけましょう。
- ④ 室内の換気を行いましょ。また、十分な湿度（概ね50%～60%）を保ちましょ。
- ⑤ インフルエンザワクチンの接種について、かかりつけ医等と相談しましょ。
- ⑥ 流行期において、高齢者等重症化リスクの高い方は、換気の悪い場所や、不特定多数の人がいるような混雑した場所、近接した会話を避けることも感染防止対策として有効です。（避けられない場合はマスクの着用が有効）

《咳エチケット》～感染拡大を防ぐために～

- せき・くしゃみの症状がある時は、マスクをしましょ。
- せき・くしゃみをする時は、口と鼻をティッシュでおおいましょ。
- せき・くしゃみをする時は、周りの人から顔をそらしましょ。

4 事業所、学校施設及び社会福祉施設等の集団生活の場における感染防止対策等

- ◆ インフルエンザの患者が発生した場合に備えて、施設内の連絡体制・医療機関等の連絡先、対応についてまとめ、文書や掲示物にしておきましょ。
- ◆ インフルエンザワクチンの接種について、嘱託医等と相談しましょ。なお、65歳以上の高齢者の方などは、予防接種法に基づく接種を受けることが可能です。詳細については、居住地の区市町村の予防接種担当窓口にお問合せください。
- ◆ 利用者の健康状態をきめ細かく把握しましょ。体調不良時に自分で訴えることが困難な方については、毎日の検温等により健康状態をよく把握しましょ。
- ◆ 温度・湿度の管理、定期的な清掃等の衛生管理に留意しましょ。
- ◆ 利用者・職員・面会者等が手洗いを十分に行えるよう、石鹸や手指消毒剤を準備し、こまめな手洗いの励行を呼びかけましょ。
- ◆ 患者発生時には、感染拡大防止のための対応（リハビリなど集団活動の変更や延期、症状のある人とない人の居室の分離、マスクの着用等）を、必要に応じて行いましょ。
- ◆ 医療機関のひっ迫等を回避するため、インフルエンザにり患した従業員又は生徒に対し、医療機関が発行する検査結果や治療の証明書を求めないよう、御協力お願いいたします。